

平成26年 第3回 筑紫野市議会定例会（9月）

提出議案について

平成26年 第3回 筑紫野市議会定例会（会期：8月29日から9月24日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
現委員であります西川和義氏が平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、西川和義氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。	
認定第1号	平成25年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
今回提案しています一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものです。 歳入決算額は、333億8千955万194円、これに対します歳出決算額は、320億5千675万3千907円です。これを差し引きしました形式収支は、13億3千279万6千287円の黒字となっています。	
認定第2号	平成25年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、96億7千149万711円、これに対します歳出決算額は、95億4千348万566円です。これを差し引きしました形式収支は、1億2千801万145円の黒字となっています。	
認定第3号	平成25年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、2千105万273円、これに対します、歳出決算額は、646万5千691円です。これを差し引きしました形式収支は、1千458万4千582円の黒字となっています。	
認定第4号	平成25年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに、469万9千319円となっています。	

認定第5号	平成25年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、54億3千828万2千755円、これに対します歳出決算額は、53億2千242万8千226円です。これを差し引きしました形式収支は、1億1千585万4千529円の黒字となっています。	
認定第6号	平成25年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、19億6千326万7千444円、これに対します歳出決算額は、19億2千736万8千740円です。これを差し引きしました形式収支は、3千589万8千704円の黒字となっています。	
認定第7号	平成25年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに、2億1千952万9千398円となっています。	
認定第8号	平成25年度筑紫野市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに、4億6千645万8千862円となっています。	
認定第9号	平成25年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに、298万4千822円となっています。	
認定第10号	平成25年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、1千293万8千710円、これに対します歳出決算額は、879万4千108円です。これを差し引きしました形式収支は、414万4千602円の黒字となっています。	
認定第11号	平成25年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は、3千552万3千582円、これに対します歳出決算額は、3千257万5千408円です。これを差し引きしました形式収支は、294万8千174円の黒字となっています。なお、この財産区の決算認定につきましては、御笠財産区は8月19日に、平等寺山財産区は8月20日に、二日市財産区は8月21日にそれぞれの管理会が開催され、同意を得ています。	

認定第 1 2 号	平成 2 5 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>本件と次の件は、平成 2 5 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、各会計の剰余金をそれぞれ剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、各会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものです。</p> <p>平成 2 5 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金 3 億 6 千 7 3 4 万 4 千 2 8 4 円のうち 3 5 7 万 4 千円を減債積立金に、3 千 5 7 3 万 9 千円を建設改良積立金に積み立て、残余の 3 億 2 千 8 0 3 万 1 千 2 8 4 円を繰り越すものです。</p> <p>また、平成 2 5 年度水道事業会計決算については、収益的収支では、収入総額 1 7 億 1 千 8 5 0 万 3 千 9 7 7 円、支出総額 1 6 億 4 千 7 0 2 万 4 千 4 2 9 円で、7 千 1 4 7 万 9 千 5 4 8 円の純利益が生じており、資本的収支では、収入総額 1 億 9 千 8 5 8 万 7 千円、支出総額 6 億 7 千 8 3 5 万 8 千 6 9 5 円で、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。</p>	
認定第 1 3 号	平成 2 5 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>平成 2 5 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金 3 億 7 6 5 万 7 千 6 9 4 円のうち 2 6 3 万 4 千円を減債積立金に、2 千 6 3 3 万 7 千円を建設改良積立金に積み立て、残余の 2 億 7 千 8 6 8 万 6 千 6 9 4 円を繰り越すものです。</p> <p>また、平成 2 5 年度下水道事業会計決算については、収益的収支では、収入総額 1 7 億 4 千 5 7 3 万 6 千 8 1 円、支出総額 1 6 億 9 千 3 0 6 万 5 千 6 3 円で、5 千 2 6 7 万 1 千 1 8 円の純利益が生じており、資本的収支では、収入総額 1 1 億 9 千 2 5 7 万 3 千 5 4 0 円、支出総額 1 8 億 5 千 1 1 7 万 5 2 5 円で、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。</p>	
報告第 1 1 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 2 6 年 6 月 6 日、筑紫野市大字原において発生した、公用車の事故により、相手方敷地内の水道メーターカバーを、損傷させたものです。当事故に伴います損害賠償額について、3 万 9 千 4 2 0 円で、示談協議が整いましたので、平成 2 6 年 7 月 4 日付で専決処分を行ったところです。</p>	

報告第12号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成25年11月8日、市役所本館1階において発生した、市民課前ロビー設置の、イスの破損事故により、相手方が負傷されたものです。当事故に伴います損害賠償額について、36万2千944円で、示談協議が整いましたので、平成26年7月8日付で専決処分を行なったところです。</p>	
報告第13号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の審査に付し、その意見を付けて報告するものです。健全化判断比率のうち、実質赤字比率につきましては標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率であります。本市におきましては、実質赤字額はありません。</p> <p>次に連結実質赤字比率についてであります。この比率は標準財政規模に対する公営企業を含めた本市の全会計の実質赤字の合計額の比率であります。本市においてはすべての会計において実質収支は、黒字であり、連結実質赤字額はありません。</p> <p>次に実質公債費比率についてであります。この比率は標準財政規模を基本とした額に対する一般会計等における地方債の元利償還金及び公営企業や一部事務組合等を含む地方債の元利償還金の本市の負担額の比率であります。</p> <p>平成25年度の比率は11.3%となり、早期健全化基準の25%を下回ったものとなっております。</p> <p>次に将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模を基本とした額に対する本市のすべての会計及び一部事務組合、土地開発公社などの市が設立した法人まで含めた将来負担額の比率であります。平成25年度の比率は19.8%となり、早期健全化基準の350%を下回ったものとなっております。</p> <p>次に資金不足比率についてであります。この比率は本市が経営する公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率であります。本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業 特別会計ともに資金不足はありません。</p> <p>以上が平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告です。</p>	

報告第14号**筑紫野市土地開発公社事業等の報告について**

一般庶務事項は、平成25年度に理事会を2回開催し、4件の議案について審議がなされ、全て原案のとおり可決されたところです。

また、特例に関する規程の制定に伴い、定款第19条第3項に基づき書面において、賛否を求めたところ全役員に承認をいただいています。

役員につきましては、4月に常務理事、5月に理事の変更があります。

取得事業につきましては、平成24年度から予算繰越としておりました、都市計画道路次田大門線事業は、筑紫野市が直接買収を行うこととなりました。

次に、事業計画の執行状況は、取得につきましてはございませんでしたが、処分につきましては、台帳番号65番の「市道上原田線道路改築事業」につきまして、660㎡を2,861万2,983円で市へ売却しています。

次に、財務の状況は、平成25年度は「市道上原田線道路改築事業」の用地処分を行い、当期純損失が447万円となり、準備金合計は3億2,958万4千円となっています。

借入金の期末残高につきましては、金融機関からの短期借入金4億9,392万2千円、長期借入金15億2,768万5千円となっており、前年度比で2,027万7千円の減となっています。

保有土地につきましては、期首残高23億4,971万7,014円に対し、当期増加高995万9,725円、当期減少高2,742万3,526円となりましたことから、平成25年度期末残高23億3,225万3,213円となっています。

また、平成25年度筑紫野市土地開発公社決算の監査報告につきましては、本年5月20日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。

報告第15号**公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について**

文化振興財団の事業につきましては、筑紫野市より指定管理者として受託しております筑紫野市文化会館の運営に伴うものです。

まず、文化会館の利用状況です。合計入場者数は11万0,061人、使用料は2,582万8,100円です。

なお、使用料につきましては、公的使用は減免制度があり、その減免額が1,498万0,870円となっており、実質の納入額は1,084万7,230円です。

次に、公演事業の状況です。公演事業については、25年度のテーマを「『つなぐ』～人と文化を

つなぐ 感動のこころをつなぐ 明日へ～」とし、その具体化のため「筑紫野市ふるさと親善大使 立川生志落語会」「森山良子アコースティックコンサート」など19事業を開催いたしました。

公演事業の入場者率です。平成25年度は座席数に対しまして、96.7%の入場者率となっております。

続きまして、決算の状況です。公益財団法人への移行に伴う会計基準の変更により、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」に分かれた計算書となっています。

金額については、今年度から消費税抜額での経理になっております。

まず経常収益合計は、8,085万4,894円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収入7,428万5,714円です。

次に、経常費用についてですが、経常費用合計は7,793万3,405円です。その主なものは、公益目的事業会計の事業費5,566万918円で、公演事業及び清掃等に関する委託費、人件費、施設の光熱水費等です。

収入から支出を引きました当期経常増減額は292万1,489円となり、これが当年度の収支となるものです。

これに一般正味財産期末残高2,035万8,808円と指定正味財産期末残高1,500万円を加えますと3,535万8,808円となりまして、この額が財団の正味財産期末残高となるものです。

議案第40号	筑紫野市営住宅条例及び筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--------	---

本件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律名を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第41号	筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--------	--

本件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する文言を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第42号	筑紫野市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律名を変更するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第43号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
<p>本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。</p>	
議案第44号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
<p>本件は、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。</p>	
議案第45号	筑紫野市いじめ防止等対策推進条例の制定について
<p>本件は、本市におけるいじめ防止等のための対策を推進するため、国の「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、筑紫野市における基本方針の策定や 附属機関の設置を行うため、本条例を制定するものです。</p>	
議案第46号	平成26年度筑紫野市一般会計補正予算（第2号）について
<p>歳出予算は、公共施設等整備基金へ3億1千308万7千円また、成人用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチンの定期接種化の業務委託料4千459万9千円、がん検診受診率向上のための検査業務委託料997万1千円の増額や、筑紫駅西口土地区画整理事業進捗による1億5千649万7千円及び同事業区域内の文化財発掘調査事業2千127万9千円の増額などを行うものです。</p> <p>歳入予算は、地方交付税1億5千678万7千円、ふるさと応援寄附金2千68万5千円、前年度繰越金5億2千617万4千円の増額、また、社会資本整備総合交付金9千567万2千円などを減額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1千854万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億6千947万6千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為の補正は、追加の場合で3件の5億9千318万8千円、一部事務組合分として2件の3億5千729万5千円を計上しています。</p> <p>地方債補正は、変更の場合として2件の3千444万2千円を減額し計上しています。</p>	

議案第47号	平成26年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
<p>歳出予算は、臨時職員賃金124万2千円の増額、老人保健医療費拠出金50万円の減額などするものです。</p> <p>歳入予算は、国民健康保険税滞納繰越分の2千142万9千円などを増額、財政調整交付金1千673万8千円などを減額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ580万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億4千257万2千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為として、1件の135万1千円を計上しています。</p>	
議案第48号	平成26年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
<p>歳出予算は、県支出金返還金134万6千円、予備費1億1千394万2千円などの増額、歳入予算は、前年度繰越金1億1千585万3千円などを増額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1千725万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億140万2千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為として、1件の64万6千円を計上しています。</p>	
議案第49号	平成26年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
<p>歳出予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合への負担金9千444万円を減額、予備費として72万9千円を増額するものです。</p> <p>歳入予算は、特別徴収保険料9千141万1千円の減額、前年度繰越金3千589万7千円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9千371万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億4千464万1千円とするものです。</p>	